

いじめ事案対応フローチャート

～重大事態への対応フローを含む・学校組織対応用～

相武台東小学校

■ 発見・認知（初期対応）

【いじめを疑う 事案の認知】 <ul style="list-style-type: none">・ 日頃の観察、アンケート調査・ 教育相談、児童・保護者からの申告	【学校組織としての即時共有】 <p>認知した教職員は決して一人で抱え込まず、直ちに校長等へ報告。打合せ等により職員内で共有する。</p>
--	---



■ 調査・事実確認と判断

いじめ防止対策委員会の即時開催 (校長・教頭・総括教諭・児童指導担当・担任・養護教諭・教育相談コーディネーター・関係職員)
【いじめの疑いに関する調査・事実確認】 児童への聴取、情報収集、事実の正確な記録 / 被害児童の安全確保を最優先



※いじめではないと判断した事案：通常の教育相談・児童指導、事後観察へ

通常のいじめ事案	重大事態の疑い
■ 解決に向けた指導 【被害児童への対応】 <ul style="list-style-type: none">・ 安全確保の徹底、寄り添いと状況把握 【加害児童への指導】 <ul style="list-style-type: none">・ 適切な事実指導、毅然とした反省の促し 【保護者への説明】 <ul style="list-style-type: none">・ 迅速な事実説明、家庭との強固な連携 【集団への指導】 <ul style="list-style-type: none">・ 集団全体への指導、傍観者をなくす風土 <p style="text-align: center;">▼</p> 【事後観察（継続的な指導・対応）】 <p>いじめが止み、児童が心身の苦痛を感じていないか確認</p>	■ 重大事態への対応プロセス 【重大事態の目安】 <ul style="list-style-type: none">・ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い・ いじめにより相当の期間（年間30日目安）欠席を余宜なくされている疑い 【対応手順】 <ul style="list-style-type: none">・ 教育委員会への即時報告・ 学校または設置者の下に「調査組織」を設置・ 事実関係を明確にするための徹底的な詳細調査・ 被害児童・保護者への適切な情報提供と説明・ 調査結果を踏まえた、具体的な再発防止策の策定
【解決と指導の完了】 解消の判断後、報告	【調査報告書提出・再発防止】 教育委員会への報告、再発防止徹底

■ 教育委員会（設置者）との常時連携

<ul style="list-style-type: none">・ 教育委員会へ速やかな報告を行う。・ 教育委員会からの指導・助言を仰ぎ、組織的かつ法的に適切な対応を維持する。
